

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案審議に入ります前に、町長から発言が求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（平野公三君） おはようございます。

議長からお許しをいただきましたので発言をさせていただきます。

昨日の東梅 守議員の一般質問において、「恵比寿麦酒祭り」のオープニングセレモニーへの出席の件につきまして、御質問に対して復興支援の御礼の趣旨で出席した旨お答えいたしました。セレモニーでの乾杯でビールをいただき、参加させていただいたことを補足させていただきます。



日程第1 報告第7号 健全化判断比率の状況の報告について

○議長（小松則明君） 日程第1、報告第7号健全化判断の比率状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 報告第7号健全化判断比率の状況の報告についてを説明いたします。別紙平成27年度健全化判断比率の状況をお開き願います。

実質赤字比率、該当はございません。連結実質赤字比率、該当はございません。実質公債費比率、11.1%。将来負担比率、該当はございません。資金不足比率も該当はございません。

各比率の内容でございますが、一般会計から特別会計、事務組合及び第三セクターまで赤字決算はありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当ありません。

公債費の償還に充てた一般財源の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率については、対前年比0.2%減の11.1%となっております。

主な要因といたしましては、町税収入が回復傾向にあり、また復興事業がほぼ国庫補助金等により実施していることから、起債の発行額が減少し、公債費も減少傾向となったため、前年比では0.2%の減少となったものでございます。

将来負担比率についてですけれども、震災により一括で交付された東日本大震災津波復

興基金市町村交付金等の基金積立金を充当することで該当なしとなります。

公営企業に係る資金不足比率についても、赤字決算の会計はありませんので、該当なしとなります。

健全化判断比率については、いずれも基準を上回るようなものはなく、問題ないものであります。

以上、御報告のほう申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この報告自体には異論はありませんが、将来負担ということで若干お尋ねしたいと思いますが、本来震災がなければ旧庁舎も残っていたらろうし、あるいは小学校等も今の沢山に建てられていなかったことが想定されます。震災があつて学園も建てられましたし、庁舎も小学校をこういうふうのリフォームして今に至っています。ということは、まず震災がなければ、その大きなハード事業というのが考えられていたわけですが、震災後、交付金等を利用して学園なりこの庁舎になっております。あるいは、今後考えられることは、災害公営住宅等が結構でき上がってきますので、できた後のランニングコストというものはそんなにかからないと思うんですが、将来的には修繕費等も発生してくるということが考えられると思います。

また、町税に関しましても、震災前は自主財源として約11億程度だったと思いますが、回復基調ということで今は9億円ぐらいになっているということで、それにつけてもまだ震災前の水準にはちょっと足りないという中で、この将来の負担というものをどのようにまず見越しているのか。恐らくこういうふうになんか新しく建ててきたものが、年数がたっていくことによってそのランニング、修繕等のことも考えられてくると思いますので、そこら辺のですね、将来負担ということをどういうふうに見込んでいるのか。そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 御質問にお答えいたします。

東梅康悦議員のおっしゃるとおりでございます。今回の震災によりまして、復興交付金事業それから災害復旧事業につきましては、今回の東日本大震災の特別な補助率によりまして、ほぼ国費で一部災害公営住宅事業、それから公営企業の下水道、それから漁排事業を除きます区画整理や防集事業につきましてはほぼ100%、先ほど東梅康悦議員がおっしゃいましたとおり、小中一貫校も100%国庫補助事業で実施しております。

先ほど康悦議員がお話したとおり、できた後のランニングに関しましては、人口も減少しておりますし、康悦議員がおっしゃいましたとおり税収も減少しております。

今後につきましては、今現在高、基金の現在高でございますが、こちらの表にございますとおり133億ほど、基金の現在高がございます。これは将来負担額の9番のところに、(9)のところに書いておりますけれども、ただこの133億でございますが、全部が全部自由に使える基金ではございません。中には住宅の再建事業の、独自支援事業の財源として充てている部分もございます。

今後につきましては、まず1つは基金と、それから災害公営住宅事業の家賃の部分を、こちらのランニングとコストとの収益のバランスを図りながら、町税が減収した部分を穴埋めしていきながら、町の行政サービスの継続的な安定を図るべく、今財政の計画を立てております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。そこで、将来の充当可能基金残高が、この表によりますと今説明があったとおり130億ぐらいあると。決算書を見ますと、その中で大きなものがふるさとづくり基金に約90億あるわけでございます。このふるさとづくり基金の90億の中でさまざまな補填なり、あるいは住宅支援等々に向けていくと思われませんが、そこら辺もうちょっと詳しく説明してもらいたいと思います。90億を今後どのように消化していくのか、その方法を教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 90億のまず使途でございますが、90億のうち、実は平成23年に国から、これは防集団地、それからがけ近の対象者につきましては30億ほど補助金をいただいています。それをふるさとづくり基金に積み立てております。それから24年度に38億ほど、こちらは区画整理の対象事業者。要は防集とがけ近以外の、要は住宅再建者のために38億ほど補助金をいただいております。ですので、約30億と38億足しますと68億が住宅再建の事業の独自支援事業に使ってくださいということで、国のほうから基金をいただいております。そのうち、現在まで住宅再建事業に、最初の23年度のほうにつきましては大体11億ほど。要は防集団地とか、それから防集団地以外の部分に住宅を23年から自宅再建していただいておりますので、そういった部分に230万、町の独自支援を支出しております。ですので、あと19億ほど残っております。それから24年度にいただいた38億につきましては、30億ほど残っております。こちらは区画整理でございますの

で、今ごろんになっているとおり、区画整理につきましては使用収益が開始したばかりですので、今後使用収益が開始して住宅再建が始まってくれば、こちらの執行率のほうも高まるというふうに考えております。

過日一般質問でも住宅再建の継続性につきまして、30年度に国県の補助金が切れるということもございましたので、こちらにつきましても、なるべく国や県を通じまして、この補助金の使用期限につきましてはなるべく末永く充当可能なように、補助金を交付していいように、住民に交付していいように、今要望している段階でございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。本件は、ただいまの説明をもって報告処理といたします。

○

日程第2 議案第71号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第2、議案第71号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第71号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

別紙の新旧対照表をお開き願います。改正前、第8条第2項中の下線部分100分の140を、改正後、下線部分100分の155とするものであります。

附則は施行期日等の規定であります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第71号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第3 議案第72号 大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正
する条例について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第72号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第72号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

別紙の新旧対照表をごらん願います。改正前、第4条第2項中の下線部分100分の140を、改正後、下線部分100分の155とするものであります。

附則は施行期日等の規定であります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。討論に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 議員報酬につきまして、今私たちは19万2,000円ということで報酬いただいています、今度さらに手当という部分の改正になるわけがございます。私自身は現状のところ、生活費という部分については、家族の助けもあり、特に上げなくてもいい、現状のままでいいという思いであります。

しかしながら、議員活動の中におきまして、まず町民の皆様には理解してほしいのは、町民のこういう状況の中で政務調査費等々の質問がありましたので、私たちはどういう活動をしてどういうお金を使っているかということをお話しして、そしてこの生活費を含む議員報酬の値上げというよりも、議員活動に対する議員の勉強会、視察等についての政務調査費のほうの充実をお願いしたいと、そういうことでございます。

私自身は、県内であります議員の研修には町の補助で勉強させていただいておりますけれども、県外の仙台とか東京におきましては、一切の支援はございません。ほかの市町村、そのときに行って見たのは、ほかの市町村ではかなりの補助で勉強しているようです。私もこのまちをつくるために、この町に一番大事なことで、そういうことでまず今問題になっている御社地。このために九州大宰府まで行ってきました。研修を受けるために、研修の費用は大体2万円前後ですけども、宿泊、交通費を含めると大変な額になります。

そういうことで、生活費の分では十分ですけども、まずそういう議員活動としてある

部分についての支援をお願いしたい。こういう思いであります。微々たる報酬の値上げには反対して、もっと上げろというようなことでございますけども、まず町民の皆様、まちづくりのために私たちはこういう活動をしているということを理解していただきたく、この場をお借りして話をしているものがございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 今の阿部俊作議員に対しては、本議案の議員報酬に対する反対討論ではないと確認……ここの場所は討論という場所なので、議題として次のところに出してほしいと思っております。これはこれでまず受けとめるということにしておきます。賛成討論はございませんか。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第72号大槌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第73号 大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第73号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第73号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

別紙の新旧対照表をごらん願います。改正前、第7条第1項中の表中の給与月額部分を、改正後、表中の給与月額部分に改正するものでございます。また、改正前、第8条第2項中の下線部分100分の140を、改正後、下線部分100分の155とするものであります。

附則は施行期日等の規定であります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） これ、前任期にもこういう条例が出ました。私の考えといたしましては、6号給並びに7号給は、これ町長の給与より高い金額になってます。やはり最

高責任者である町長より、いくら特別な資格を持つ職員を採用したところで、特別な高度な知識を持つ方に対するその給与月額が70万あるいは80万というのは、やはり最高責任者である町長より高いということ、これあり得ない話だと私思っています。むしろ、総額は町長より上げてもいいが、本給を下げて、その分手当で上乗せした中である程度の金額を提示するというやり方は、私は賛成ですが、最高責任者である町長より、特定任期付職員であっても、高くあってはいけないという考えであります。

そういう考え方はなぜ持てなかったのかなというところを、まず岩手県に倣ったといえればそれまでなんですけど、やはり町独自の考え方があって、その手当の中で上乗せするという方法もあるかと思うんですが、そこら辺のところをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） まず今回の部分の、任期付の職員の中でも特に特定任期付職員という部分で、高度な、専門的な知識・経験ということが前提でございます。例えて言えば、弁護士または大学教授等の採用時に適用したいという思いで、基準を設けているものでございます。

議員おっしゃるとおり、最高責任者である町長より給与月額がという部分も、解釈としてはそのとおりという部分もあるかもしれませんが、ただ、採用に当たってやっぱり専門的な、高度なという部分の弁護士・大学教授等となると、それ相応の給与月額という部分も必要というふうな判断で定めさせていただいたという経緯でございます。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） ならばということで、今、総務部長のほうから説明があった特定任期付職員、これは現在何人いて、どういう方が採用されているのかというのをお聞きします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 過日の全員協議会におきましても御説明のほう申し上げているところでございますが、特定任期付職員としての現在採用はございません。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第73号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第74号 大槌町町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第74号大槌町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第74号大槌町町税条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

新旧対照表をお開き願います。

第1条、大槌町町税条例の一部改正中、第19条の2については、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備であります。

第20条については、修正申告及び更正決定に係る延滞金の算定の見直しに伴う、所要の規定の整備であります。

2ページ中段の第35条の4については、法人町民税の法人税割の税率を9.7%から6%に引き下げることに伴う、所要の規定の整備であります。

2ページ下段から4ページにかけての第44条については、個人町民税における修正申告及び更正決定に係る延滞金の算定の見直しに伴う、所要の規定の整備であります。

4ページ中段から7ページにかけての第49条及び第51条については、法人町民税における修正申告及び更正決定に係る延滞金の算定の見直しに伴う、所要の規定の整備であります。

7ページ下段から10ページにかけての第77条から第78条の8については、軽自動車税の環境性能割の創設に伴う規定の整備及び新設であります。

10ページ下段から15ページにかけての第79条から第87条については、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備であります。

15ページ中段から18ページにかけては、附則の改正であります。

附則第6条については、個人町民税における医療費控除の特例の創設に伴う規定の新設であります。

附則第15条の2から第15条の6については、軽自動車税の環境性能割の創設に伴う規定の新設であります。

附則第16条については、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の1年延長及び環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備であります。

18ページ中段からの第2条大槌町町税条例の一部を改正する条例（平成26年大槌町条例第18号）の一部改正中、附則第5条については、軽自動車税に関する経過措置における現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等に伴う規定の整備であります。

20ページ中段からの第3条大槌町町税条例の一部を改正する条例（平成27年大槌町条例第33号）の一部改正中、附則第5条については、町たばこ税に関する経過措置における町税条例第20条の改正に伴う、所要の規定の整備であります。

21ページ以降の附則につきましては、第1条は施行期日。第2条は、町民税に関する経過措置。第3条は軽自動車税に関する経過措置の規定であります。

以上、よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第74号大槌町町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第77号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第77号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1. 取得する土地、上閉伊郡大槌町大槌第21地割字藁川原24番3ほか2筆。

2. 地積、合計8,032.31平方メートル。

3. 取得金額、8,142万3,907円。

4. 取得の目的、津波防災拠点市街地形成施設事業（安渡地区）用地です。

5. 契約の相手方、上閉伊郡大槌町安渡三丁目11番6号大槌町漁業協同組合上記破産管財人盛岡市中央通一丁目11番17号第二大通ビル2階吉田瑞彦法律事務所 破産管財人吉田 瑞彦です。

次のページをお開きください。取得する財産の内訳は、岩手県上閉伊郡大槌町大槌第21地割字臺川原24番3、宅地2,636.09平方メートル。同じく、大槌第21地割字臺川原24番5、宅地5,101.22平方メートル。同じく新港町276番1、雑種地、295平方メートルです。

参考資料として位置図と拡大図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この土地の取得の目的、津波防災拠点市街地形成施設事業とあります。この土地を使って何をつくる予定なのか、その辺をお聞かせください。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） お答えいたします。津波防災拠点市街地形成施設事業（安渡地区）ということで、この事業地については、産業施設誘致エリアとして整備を行うというものでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守議員。

○7番（東梅 守君） 産業地として取得したいと。取得するに当たって、そこに誘致される企業等が、もうめどが立ってこの土地を取得するのか、まだめどが立たずに、ただあいてる土地だからその用地として確保しておくのか、そのどちらかお答えを願います。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 工場等を誘致して産業の振興拠点とするということで、工場誘致の部分についてはうちのほうの所管でございませませんが、今はストックヤードとして利用しているということでございます。企業誘致の予定については、私は承知してございません。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 3回目ですのであれですけども、この土地は今新しくつくられる防潮堤の外側、海側になるわけですね。果たしてこの外側の土地に企業さんが誘致される可能性があるのか、大変心配される場所なわけです。私現地も見てきました。果たし

てこれを大槌町が取得する意義があるのかどうかね。その辺の計画性がないままにただ企業誘致したいんで土地を取得して準備しても、こういうことは震災前にも大槌町に限らずほかにもいっぱいあったことなんです。用地は準備したけども、企業さんが誘致されず、荒れ放題という土地があるわけです。これを計画なしにむやみやたらに取得することに対して、私はいささか疑問を感じております。

その辺について、産業振興のところでは何かきちっとした目的があってこれを見ているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） 当該用地について今のところ具体的な誘致計画はございませんけれども、今後企業誘致するに当たっては、さまざまな条件の土地を準備しておく必要があるということで、1つにはここは海辺の近くですので、そういったところの近いところにあるほうが有利な企業、これは町の水産加工業とか基幹事業に近い部分でありますので、そういったところで今後この部分を活用できる企業が出てくるよう、産業振興部としても引き続き努力してまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 答弁を聞いていればいろいろ、そういう答弁になるんだなと思って聞いていました。

私もこの案件を見たときですね、やっぱり以前から大槌町では漁業協同組合でこの破産管財人が上がってますけども、こういうことを今までいろんなことをやってきたと。そういうのを私も見てるから、これいかなものかなと。当然東梅議員が言ったように、議員が言ったようにやっぱり目的がはっきりしてるならいいですよ。何かがここにできるんだとあってね。そのような目的もはっきりしないうちにここ買うんだというのが、ここに破産管財人が入ってるからね。私もここはちょっとこれおかしいんじゃないかなと。それについてどう思いますか、町長。

○議長（小松則明君） 町長みずからですか。町長。

○町長（平野公三君） 企業誘致をしなければならないというふうなことで、やはり土地を用意しなければならないということで、出向いていろんなことをやってますけれども、やはりなりわいの再生ということで、用地を確保しなければならないということがございますので、この土地はそのための準備だということで、今回管財人ということではありますけれども、ここを活用した産業振興ということを図ってまいりたいということで、

購入を決断いたしました。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 理解するにも、やはり企業誘致といっても大槌の企業誘致今までずっと見てきて、前政権でも私言ってきましたけども、やっぱり男子型企业が入ってくるような企業誘致ならいいですよ。やっぱりそれが女子型の企業がほとんどだと。そういったときの大槌町の所得向上にもつながらないんだ、人口がどんどん減ってく中で働く女工さんもいなくなると。

こういうのを見たときに、ましてや防潮堤の外に企業誘致といっても、防潮堤の外だから我々はだめなんだというので移動している人たちもいるはずですよ。そこを考えたら、やはりこの案件についてもう少し再考すべきだと私思いますが、どうですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回の事業でございますけども、津波復興拠点整備事業ということで、復興交付金事業でございます。その中においては、都市計画法における都市計画決定をして区域を定め、縦覧もかけまして、住民の合意も得た上で進めてまいっている事業でございます。

そういった中において、防潮堤の堤外地ということで、非常に危険なところではございますけども、逆に言えば漁港区域とこの土地部分だけが民有地として残っているところがございます。そういった中で言えば、今回のこの津波復興拠点事業ですね、一体として将来的なその一連をもって整備したいということにおいては、漁港との関連もありますでしょうし、今後の漁協に対するそういった土地の提供というものもございまして、そういった中においては一体としての整備。いわゆる漁港区域、県有地とこの中で言えば民有地ではなくなって全て町有地になるということで、一連の堤外地も含めた格好での一帯の整備ということで、こういった計画を進めてございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 答弁を聞いてみれば、そうなのかなとは思いますが、やはり今までの経緯を見た場合、やっぱりそこを助けなければならないんだというのが心の奥底にあるんだけど、そこはひた隠しにしてやっぱり協力しなければならないということで今までやってきたと思いますよ。それが見えるからね、どうもこの案件についてはやっぱり疑念を抱くんですよ。私だけじゃないと思いますよ。恐らく東梅議員だって知ってるから質問に立ったと思いますけども、まず、それだけです。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） いろんな意見があつていいんだと思いますけれども、その相手がどこだとか、その今の復興局長の説明で十二分にわかりましたけれども、さて事業するときに、必ず土地は用意してあるんですかから始まりますよね。いろんな事業、私もいろんな事業してますけれど、必ずそこらいきます。昨今のこの津波被害地においては、異常に土地が高くなったり、結局もう目的が決まってしまうという、変な話、今回の件ではないですよ、もうどんどんどん値段がつり上がるわけですよ。今回の単価については、もちろんその表示価格だから、その最低の価格なんだと思いますけれども、町が今チャンスとしていろんな土地を町有地として確保しておくということについては、何も申し分ないです。

だから今後ですよ、皆さんが心配してるのは、ただむだにならないように産業誘致を積極的にして、ここの土地が生きるようになれば、本来の目的に沿うと。ただその過去の例もあるので、いろんなことをみんな心配してるということが本分だと思いますので、当局においては買った以上、責任が必ずあるわけだから、いろんなところに出向いて、この海岸べりをぜひ活用して、大槌に少しでも税金が落ちるような企業誘致をしていただきたいと思いますけれども、そこら辺の心構えをお聞かせてください。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 確かにそのとおりでございます。もともと町としては、町有地みたいなものをほとんど持っていなかったという状況もございます。今言われたようにチャンスという言い方はどうかと思いますが、そういった部分で買える機会があれば確保して、そして積極的に誘致活動したいと。まして今言われたとおり男子型の企業とか、そういった部分も当然気にかけております。そういった部分もしたいし、あとそれから堤外地であることが逆に利用価値がある部分もございます。漁業者等にとっては近いほうがいいわけですから、そういった部分の利用価値もあるだろうし、そういったところで、町としては少ない土地の中で町有地のほうは確保して、施策に活かしてまいりたいというふうに考えております。そういったことで御理解いただきたいと思ひます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） きのも要望活動の中に、その移転元を買いたいんだけどその財源を担保してくれという要望が出てます。いずれその町が何か事業をするときに町有地があつて、町の財産を民間に売買しながらとかリースしながらとかレンタルしながら

らいろんな事業をやってもらうというように、やっぱり見つけていくのには土がないとだめです。そういう意味では、今回の件もそうだけれども、その移転元の土地も速やかに買い取れるように今後も頑張っていたきたいというふうに思います。答弁はいいです。

○議長（小松則明君） 下村義則議員。

○2番（下村義則君） 1点だけ。今そこら辺に2つ3つぐらいの誘致されている企業が来てますけども、もしここを取得して新しい企業を誘致した場合に、現在ある企業等々に何らかの影響は出てこないかという、そういうのも一応計算に入れての土地取得なんですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 現在なっている企業については、近くにもまだストックヤードに使ってる部分がございます。そういった部分で規模拡大したり、そういった部分についてはそこら辺で対応できるだろうなど。そういった部分とは別に、そういった使いたいという企業があれば、そこら辺は買った部分については使えるなというふうには思っています。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） よく新聞を見ると、何か介護とかそういう水産のほうに、今そういう従業員が足りないとか新聞にも出ているので、例えば町がここ買って新しい企業を誘致して、何十人の人が働いたとしますよね。そしたら、そういう既存の福祉とかそういう水産の関係の企業に影響が出てこないかというのを心配したわけです。それだけですけど。

○議長（小松則明君） 答弁は。

○2番（下村義則君） いいです。それを考えて進めてもらえばいいと思います。

○議長（小松則明君） わかりました。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第77号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第7 議案第80号 町道の路線認定、廃止及び変更について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第80号町道の路線認定、廃止及び変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回御審議いただく路線は、新しく認定する31路線と、全部廃止する5路線と、一部廃止する13路線でございます。

別紙をお開きください。認定する31路線の路線番号、路線名が記載されております。認定路線図3ページと、全部廃止する5路線の路線番号、路線名が記載されております路線廃止図2ページと、一部廃止する13路線のうち10路線の路線番号、路線名が記載されております路線廃止図3ページと、残り3路線の変更前、変更後を記載した路線変更図2部を御確認願います。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第80号町道の路線認定、廃止及び変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第81号 平成27年度大槌町水道事業会計剰余金の処分について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第81号平成27年度大槌町水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 議案第81号平成27年度大槌町水道事業会計剰余金の処分について御説明いたします。平成27年度大槌町水道事業剰余金処分計算書（案）をごらん願います。利益剰余金及び未処分利益剰余金について御説明いたします。

まず、未処分利益剰余金ですが、当年度末残高5,655万8,036円、当年度の純利益であります。議会の議決による処分額、5,600万円。これは、未処分利益剰余金のうち5,600

万円を減債積立金へ積み立てするものであります。処理後残高、繰越利益剰余金は55万8,036円となります。

次に利益剰余金ですが、当年度末残高、1億1,311万3,348円。議会の議決による処分額、5,600万円。これは減債積立金へ積み立てするものであります。処理後残高は1億6,911万3,348円となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第81号平成27年度大槌町水道事業会計剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は可決されました。

○

日程第9 議案第83号 平成28年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第83号平成28年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） それでは、議案第83号平成28年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて御説明いたします。

議案書1ページ目をお開き願います。今回の補正予算につきましては、前期高齢者交付金等の確定に伴う予算の調整及び国庫支出金等の精算返還金の計上が主な内容でございます。

第1表、歳入歳出予算編成、歳入のほうになります。

4款国庫支出金2項国庫補助金、補正額2,657万5,000円の減につきましては、普通調整交付金の決定見込みによる減額であります。

5款県支出金2項県補助金、補正額16万2,000円の増は、医療費給付システムの改修費用に対する特別調整交付金の増額であります。

8款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金、補正額4,442万3,000円の減は、交付金

確定に伴う減額であります。

12款繰越金1項繰越金、補正額1億123万9,000円の増は、今回の補正財源とする前期繰越金であります。

次ページにまいります。支出の部でございます。

1款総務費1項総務管理費、補正額113万4,000円の増は、国保制度改正等に伴うシステム改修費用の計上によるものであります。

6款介護納付金1項介護納付金、補正額154万4,000円の増は、納付金確定に伴う増額であります。

11款諸支出金1項償還金及び還付加算金、補正額2,772万5,000円の増は、前年度国庫支出金等の精算に伴う返還金の計上による増額であります。

以上、平成28年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,040万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億4,684万5,000円とする補正となります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。5ページをお開きください。歳入。

4款国庫支出金2項国庫補助金。進行いたします。

5款県支出金2項県補助金。進行いたします。

8款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金。進行いたします。

12款繰越金1項繰越金。進行いたします。

6ページをお開きください。歳出。

1款総務費1項総務管理費。進行いたします。

6款介護納付金1項介護納付金。進行いたします。

11款諸支出金1項償還金及び還付加算金。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第83号平成28年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

○

日程第10 議案第85号 平成28年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第85号平成28年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、1ページ目をお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入です。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額2,415万7,000円の減は、前年度繰越金確定による一般会計繰入金の減額でございます。

6款1項繰越金、補正額7,211万4,000円の増は、前年度繰越金確定による増額でございます。

2ページ目をお開きください。歳出です。

2款下水道事業費1項下水道整備費、補正額46万円の増は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

4款1項公債費、補正額4,749万7,000円の増は、町債元金繰上償還金でございます。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。5ページをお開きください。歳入。一括いたします。

6ページをお開きください。歳出。一括いたします。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第85号平成28年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第86号 平成28年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正
予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第86号平成28年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1ページ目をお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入です。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額360万4,000円の減は、前年度繰越金確定による一般会計繰入金の減額でございます。

5款繰入金2項基金繰入金、30万8,000円の増は、東日本大震災復興交付金基金繰入金でございます。

6款1項繰越金、補正額408万3,000円は、前年度繰越金確定による増額でございます。

2ページ目をお開きください。歳出でございます。

2款漁業集落排水処理事業費1項漁業集落排水処理施設整備費、37万6,000円の増は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

6款復興費1項漁業集落排水処理施設整備費、41万1,000円は、浪板地区地上権設定に係る用地測量業務委託料でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。5ページをお開きください。歳入。一括いたします。進行いたします。

6ページをお開きください。歳出。一括いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第86号平成28年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第87号 平成28年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）
を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第87号平成28年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） それでは、お手元の議案第87号の1ページをお開き願います。
第1表歳入歳出補正予算の歳入についてでございます。

1 款保険料1 項介護保険料、33万5,000円の増は、現年度分特別徴収保険料の増によるものでございます。

3 款国庫支出金1 項国庫負担金、16万3,000円の増は、介護給付費負担金の増によるものでございます。

2 項国庫補助金、26万5,000円の増は、現年度分の地域支援事業交付金の増によるものでございます。

4 款支払基金交付金1 項支払基金交付金、38万円の増は、現年度分の介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金の増によるものでございます。

5 款県支出金1 項県負担金、10万2,000円の増は、介護給付費負担金の増によるものでございます。3 項県補助金、10万8,000円の増は、地域支援事業交付金の増によるものでございます。

7 款繰入金1 項一般会計繰入金、21万円の増は、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金の増によるものでございます。

8 款繰越金1 項繰越金、5,762万円の増は、27年度の精算に伴い繰り越すものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。

2 款保険給付費1 項介護サービス費等諸費、81万5,000円の増は、居宅介護住宅改修費の増によるものでございます。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、54万4,000円の増は、人件費の増によるものでございます。2 項包括的支援事業・任意事業費、20万4,000円の増は、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の人件費の増によるものでございます。

6 款基金積立金1 項基金積立金、2,603万8,000円の増は、平成27年度の精算に伴い、剰余分を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

8 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金、1,608万6,000円の増は、平成27年度の精算に伴い、国庫・県への返還金でございます。3 項繰出金、1,549万6,000円の増は、平成27年度決算におきまして、町の繰入金の精算に伴い、一般会計に返還金として繰り出すものでございます。

以上、平成28年度大槌町介護保険特別会計補正予算案につきましては、歳入歳出補正予算総額5,918万3,000円の増額を計上するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。5 ページをお開きください。歳入。

1 款保険料 1 項介護保険料。進行いたします。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金。進行いたします。

2 項国庫補助金。進行いたします。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金。

6 ページをお開きください。

5 款県支出金 1 項県負担金。進行いたします。

3 項県補助金。進行いたします。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金。進行いたします。

8 款繰越金 1 項繰越金。

歳入の質疑を終わります。歳出に入ります。

2 款保険給付金 1 項介護サービス等諸費。進行いたします。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防事業費。進行いたします。

2 項包括的支援事業・任意事業費。進行いたします。

6 款基金積立金 1 項基金積立金。

8 ページに移ります。

8 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。進行いたします。

3 項繰出金。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第87号平成28年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第88号 平成28年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)を定めることについて

○議長 (小松則明君) 日程第13、議案第88号平成28年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長 (千田邦博君) それでは、補正予算書1ページ目をお開き願います。

今回の補正予算につきましては、前年度分の事務費等の精算に伴う補正であります。最初に第1表歳入歳出補正予算の歳入でございます。

6款繰越金1項繰越金、82万5,000円の増は、前年度繰越金を計上するものであります。

2ページでございます。歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金、74万2,000円の増は、後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みによる増額であります。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金、1,000円の増は、督促手数料還付金であります。同じく2項繰出金、8万2,000円の増は、前年度事務費繰入金の精算に伴う一般会計繰出金を計上するものでございます。

以上、平成28年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ82万5,000円を追加し、歳入歳出総額を1億2,238万8,000円とする補正となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 (小松則明君) 質疑に入ります。5ページをお開きください。歳入。一括いたします。進行いたします。

6ページをお開きください。歳出。一括いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

これより、議案第88号平成28年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時20分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時07分

○

再 開 午前11時20分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第14 認定第1号 平成27年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第2号 平成27年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第3号 平成27年度大槌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第4号 平成27年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第5号 平成27年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第6号 平成27年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第7号 平成27年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第8号 平成27年度大槌町水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明君） 日程第14、認定第1号平成27年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第21、認定第8号平成27年度大槌町水道事業会計決算の認定についてまで、決算8件について一括議題といたします。

お諮りいたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、ただいま議題となっております決算8件の

審査につきましては、委員会条例第5条の規定により、議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、決算8件の審査については、議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで町長から発言が求められておりますので、これを許します。町長。

○町長(平野公三君) さきの6月定例会において、御同意いただきました監査委員佐々木章夫氏から就任の御挨拶をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 議員各位に申し上げます。

過日、前大槌町監査委員の佐藤稲満君は任期満了となり退任され、新たに大槌町監査委員となられた佐々木章夫君より就任の挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。監査委員、佐々木章夫君。

○監査委員(佐々木章夫君) ただいま小松議長より発言の機会をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

私は、6月に開催されました第2回大槌町議会定例会におきまして、町議会の御同意をいただき監査委員に選任されました、佐々木章夫でございます。前任の佐藤稲満氏の後任として、地方自治法で規定する地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営にかかわる事業の管理を監査するという使命を全うし、私自身の職歴など経験を生かし、全力で職務に取り組んでまいります。皆様にはこれからもよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) お諮りいたします。

決算特別委員会の審査が終了するまで本会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 異議なしと認めます。よって、審査終了するまで本会議を休会することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長の互選をするまで、委員会条例第9

条第2項の規定により、年長委員の小笠原正年君に臨時委員長の職務をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

決算特別委員会の開会をお願いいたします。

散 会 午前11時24分

